

学校形態の検討について（案）

1 小中一貫教育が求められる背景・理由

（1）義務教育の目的・目標の創設

教育基本法や学校教育法の改正により、義務教育の目的・目標が新設され、小・中の連携を促す学習指導要領等の工夫が進みました。小・中の教員が教科指導や生徒指導のあり方について共通理解し、一貫性のある指導を行う重要性が増しています。

（2）教育内容や学習活動の量的・質的充実

グローバル化が進む社会の中で、多様な他者と協働しながら新たな価値を創造していくためには、自らの力で未来を切り拓いていく資質・能力を獲得していかなければなりません。また、平成29年告示の学習指導要領では、新たに「学校間の接続」が重要とされ、校種間の連続性を意識した教育活動や「社会に開かれた教育課程」、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、「GIGA スクール構想の実現」に向けた ICT 教育の推進等、新たな教育活動の推進も求められています。小学校高学年における専門的指導の充実や児童生徒のつまずきやすい学習内容について、長期的な視点に立ったきめ細やかな指導のためにも、各地域や学校の実情に応じた小中一貫教育の推進が求められます。

（3）発達の早期化等に関わる現象

現代は、子どもの身体的発達や思春期の到来時期が早まっているとの指摘があります。こうした中で、生徒指導面においては、自己肯定感に関する質問に対し、小学校高学年から急に否定的な回答が多くなる傾向が見られます。また、学習指導面においても、理論的・抽象的な内容が増えるにつれて学習上のつまずきが顕在化し、中学校段階での学習に支障をきたしているとの指摘もあります。

このような状況を踏まえ、多様な教職員が指導に当たることによる個性の伸長への対応や教科指導における専門性の強化等の小学校段階への導入等、中学校段階への接続を円滑化させたり、教育活動を充実させたりするなどの有効性が指摘され、こうした取組みを促すための枠組みとして小中一貫教育が広がりを見せています。

(4) いわゆる「中1ギャップ」

小学校から中学校への進学に際し、新しい環境、学習内容の難化、指導・評価の変化・違いなどに戸惑い、学習面・生活面に不適応を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象があり、中1時に不登校や心身の不調を訴える生徒が増えるほか、学力面でも低下する傾向が見られます。このような状況の未然防止のために、小中一貫した発達支持的な教育の推進が求められています。

(5) 社会性育成機能の強化の必要性

児童生徒の社会性の育成に関する対応の必要性も、小中一貫教育の必要性が求められる背景のひとつとして挙げられます。少子化や地域コミュニティの衰退で子ども同士の関わり合いが減り、学校が社会性を育む場として期待されています。少子化で単独校の集団規模が維持しにくくなる中、小中一貫教育による異学年交流や地域連携で教育力を補うニーズが高まっています。

(6) 学校現場の課題の多様化・複雑化

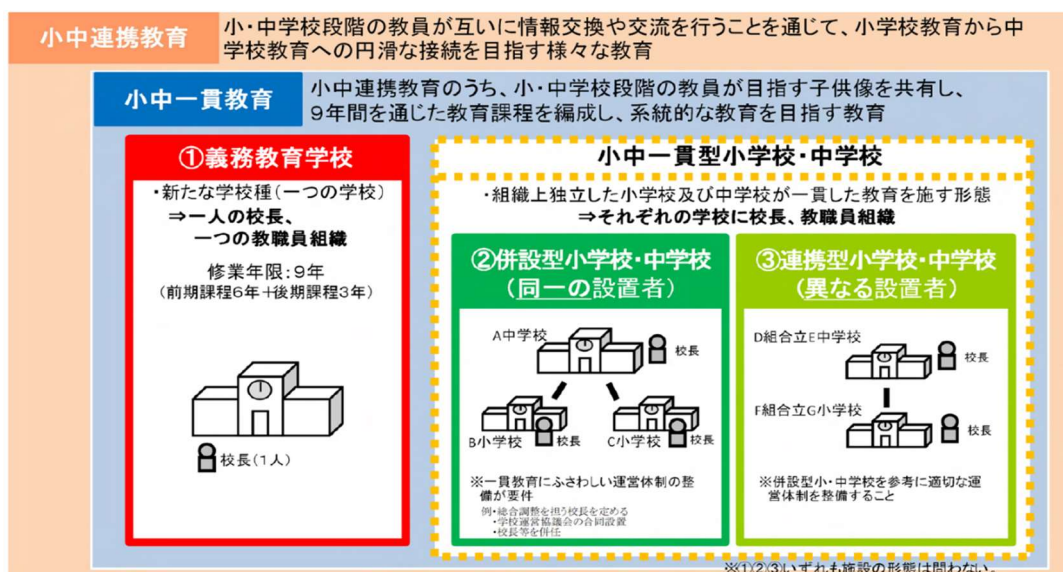
貧困、虐待、不登校の増加、特別支援の必要性など、学校が抱える課題は多様化しており、教員個人や単独校の努力だけでは対応が難しいケースも増えています。地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進や、中学校区単位での取り組みが求められています。

2 小中一貫教育制度について

自治体や学校現場での長年の実績を経て、学校教育法等の改正（平成28年4月施行）により、小中一貫教育が正式に学校制度として位置づけられました。地域の実情に応じた多様な取組に対応するため、大きく分けて次の2つの形態（3つの類型）があります。

なお、どの類型であっても、校舎が一緒か離れているか（施設一体型・施設分離型など）といった施設の形態は問わずに設置が可能です。

(1) 形態（3類型）の特徴



用される形態です。学校間の関係や距離が多様なため一律のルールはありませんが、併設型を参考にしながら、一貫教育の効果が保たれる適切な運営体制を整えることが求められます。教科の創設は設置者の判断で可能ですが、学年や学校の段階を超えた「指導内容の入れ替え」などを行う場合は、別途、文部科学省への申請（教育課程特例校の指定を受けること）が必要となります。

（２）全国及び福島県における導入状況

平成 28 年の制度開始以降、義務教育学校の形態を導入する学校が増加してきています。毎年 5 月 1 日基準で実施される学校基本調査によると令和 7 年調査時点で、全国で 261 校、福島県内においては 10 校となっています。ただ、全国の小・中・義務教育学校の総数は 28,695 校、福島県の総数においては 588 校であり、全体に占める義務教育学校数は約 1～2 % となっています。なお、同調査における令和 7 年調査時の小中一貫教育を行う学校数は全国で 708 校、県内で 20 校となっていますが、法的な手続き（国への申請等）を実施している学校だけが調査対象です。実態としては、国への申請が不要な範囲で小中一貫した教育を実施している学校が多いと推察され、詳細な数値は国として把握できていないのが現状です。

（３）義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の形態（類型）比較

「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」に、学校形態については義務教育学校又は小中一貫型の小学校・中学校（本村の場合は併設型小学校・中学校）を選択する方針であることを記載しております。義務教育学校と併設型小中一貫型小学校・中学校（施設一体型）の基本的な情報及びメリット・デメリットの比較等について、別表のとおり整理しました。

3 本村における学校形態（案）

別紙 2 のとおり整理しました。

4 まとめ

義務教育学校においては、小学校と中学校の両方の免許を持った職員が一体的な協力体制のもと教育を推進します。小中一貫教育の特徴である自由なカリキュラム編成やキャリア教育、郷土学習等の独自教科を一貫して展開する上で、非常に有効な学校形態ですが、小学校と中学校の両方の免許を持つ教諭を配置することが求められます。併設型小学校・中学校においては、学年の

区切りや乗り入れ授業、独自教科の創設については、義務教育学校と同等の教育内容を展開することができることから、併設型小・中学校においても、十分に小中一貫教育の特性を生かした教育を推進できます。

学校生活においても小学校の卒業式・中学校の入学式がない義務教育学校に比べ、従来どおり中学校の入学式・小学校の卒業式を行う併設型小・中学校のほうが、節目や成長を実感できるという大切な意義があります。

また、義務教育学校への移行は、笈川・勝常両小学校だけではなく、湯川中学校も閉校することになり、校歌や校章も小中学校を統合したものに代わることになります。

これらのことを踏まえ、本村が導入する学校形態は、併設型小中一貫型小学校・中学校が好ましいと考えられます。

なお、職員室の配置及びカリキュラムについては、下記のように考えております。

○ 学校の組織体制及び職員室の在り方について

小学校においては、原則として、「全教科学級担任制」、中学校については、「教科担任制」という指導スタイルの違いがありますが、全職員で9年間を通した小中一貫教育を進めるという共通意識を高めることができるよう、1人の校長の下、2人の教頭、1つの職員室とすることが理想と考えます。

○ カリキュラム（発達段階に合わせた区切り）について

義務教育学校、併設型小・中学校どちらにおいても、従来の6－3制の他に4－3－2制、5－4制などに変えることは可能です。小学校高学年の児童がリーダーシップや高学年としての自覚を持てるよう検討・工夫することが求められます。

【参考資料】

文部科学省

「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」

「令和の日本型学校教育を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議 参考資料」

「小中一貫教育等についての実態調査の結果」

「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～」

「令和7年度学校基本調査」

福島県

「令和 7 年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」

国立教育政策研究所

「教育委員会から見た義務教育学校の実態と評価」

東京都練馬区

「練馬区小中一貫教育校大泉桜学園検証報告書 資料編」

茨城県つくば市

「平成 30 年度第 6 回つくば市総合教育会議 会議録」における学校形態